

令和5年度野田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和5年5月31日制定

1 目的

障がい者が就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送るためには、障がい者雇用を推進するとともに、障がい者が就労する施設等の仕事を確保することが重要である。

このため、市においては、物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達に当たって、優先的に障がい者就労施設等から調達するよう努めることが求められている。

本方針は、障がい者就労施設等の受注の機会の拡大等を図るため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)」第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資するため、市が行う物品等の調達に際し、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品等の調達に適用する。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

本方針の調達の対象となる障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までの規定等に基づき、次のとおりとする。

(1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく施設等

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業を行う施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)

(2)障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法(昭和45年法律第84号)第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設(小規模作業所)

(3)障害者優先調達推進法施行令(平成25年政令第22号)に基づく事業所

ア 障害者優先調達推進法施行令第1条第1号に規定する子会社の事業所(特例子会社)

イ 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所(重度障害者多数雇用事業所)

(※)重度障害者多数雇用事業所の要件(①~③の全てを満たすもの)

- ① 障害者の雇用者数が5人以上
- ② 障害者の割合が従業員の20%以上
- ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(4)障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく在宅就業障害者等

- ア 在宅就業障害者
- イ 在宅就業支援団体

4 調達の対象となる物品等

市の全ての機関が発注する物品等のうち、障がい者就労施設等が供給できるものとする。

5 調達目標

令和5年度の調達目標を、次のとおり定める。

調達の目標額 3,700千円以上

6 調達の推進方法

予算の適正な執行に配慮しつつ、優先的に障がい者就労施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。

障がい者就労施設等が供給できる物品等については、施設等からの情報を基に障がい者支援課から各機関に対して情報提供を行うものとする。

12月の障害者週間に合わせて、野田市役所1階ふれあいギャラリーにおいて物品の展示を行い、一般企業や市民に対して、情報提供を行うものとする。

各機関においては、優先調達の可能性について十分に検討し、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るものとする。

また、障がい者就労施設等からの物品調達等以外にも、市役所、及びいちいのホールの「ふれあい喫茶つくしんぼ」各店や、北コミュニティセンターの「ふれあい喫茶四つ葉のクローバー」、斎場の「セレ・ショップやすらぎ」へ場所の提供を行うとともに、障がい者就労施設等の商品を農産物直売所ゆめあぐり野田で販売し、障がい者の就労機会の拡充に努めるものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針は、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、会計年度の終了後、遅滞なく調達の概要を取りま

とめ、市ホームページ等により公表する。

8 調達方針に関する担当窓口

本方針に関する担当窓口は、福祉部障がい者支援課とする。

9 障がい者雇用室

市では、障がい者雇用室を設置し、一時的な就業訓練の場としてではなく、障がいのある人が市役所で長く働けるように障がいのある人の雇用を進め、令和5年5月31日時点で、会計年度任用職員10人（知的障がい5人、精神障がい5人）を雇用している。

障がい者雇用室では、通年業務として文書集配、文書のシュレツダー、公用車の洗車のほか、各課から依頼された冊子の作成、各種印刷、入力業務等を行っている。

令和5年度も就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送ることができるよう、障がいのある人の雇用を推進する。